

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あやめ 熊本市新町三丁目4番2-203号	有限会社真護の手	平成16年5月11日

**熊本県告示第554号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年5月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 加入区の名称  
芦北加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
葦北郡芦北町計石1737-1 八里 政夫  
葦北郡芦北町女島507-2 河上 洋  
葦北郡芦北町計石507 平山 国治
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
芦北漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成16年5月24日から平成16年6月7日まで
- 5 縦覧場所  
芦北漁業協同組合

**熊本県告示第555号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県有明海区及び天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、免許の存続期間、免許予定日並びに免許申請期間を次のとおり定めた。

平成16年5月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 別表のとおり
  - (2) 漁業の時期 "
  - (3) 漁場の位置 "
  - (4) 漁場の区域 "
- 2 地元地区 "
- 3 制限又は条件 "
- 4 免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
有区第45号及び有区第46号	免許の日から 平成20年8月31日まで
天区第116号から天区第119号まで	免許の日から 平成25年8月31日まで

5 免許予定日 平成16年9月1日

6 免許申請期間 平成16年6月15日から平成16年7月15日まで

別表

漁場計画番号 有区第45号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 熊本市沖新町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第11号（熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端）「熊本港計画基点十番（北緯32度45分48秒4937、東経130度36度6秒4153）」  
 ア カと基点1を見通した線からカを基点として右へ114度39分・1,541メートルのところ  
 イ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ92度・1,179メートルのところ  
 ウ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ85度45分・1,768メートルのところ  
 エ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ104度0分・2,044メートルのところ